

原告第二準備書面

原告 下田 隆

外二名

被告 国

右当事者間昭和三〇年(丙)第二九一四号損害賠償請求訴訟事件に付原告は受命判事の求釈明に対し左の如く陳述する

原爆投下が不法行爲である法律上の根拠如何

一 本件広島長崎上空における原爆投下による平和的人民の殺傷は訴状請求原因第九項に記載した如く平和的人民に対する残虐な襲殺であるがこれに対して米国法廷に於て損害賠償請求訴訟を提起した場合の準拠法は米国国際私法によれば不法行爲地即ち日本国の法である。而して前記襲殺行爲が民法第七百九条に該当するものであるから米国法廷に於ける価値判断がこれによつて賠償責任あることは明かである。



尚原子爆弾投下の謀議及実施命令が米国内で行はれたのであるから米国内法も米国国際私法によつて準拠法たり得る。即ち法規競合の法律効果が發生する次第である。

二、日本民法による損害賠償請求權

米國が広島・長崎に対して原子爆弾を投下することを決定し、且つこれを実行したことについては当事者間に争がない。

投下の決定及実行に参与したトルーマンその他の者がこの投下物の特殊加害影響力（訴狀請求原因第九項）を承知していたこともいふまでもない。尚少しく附加すれば原子爆弾はそれの有する破壊力の特^持統性、その影響の及ぶ範圍の広域性に鑑み、人類の種の絶滅を可能にする危険物である。

加害者は、このよ^うな危険性を知り、人類の種に対する影響力を知りながら（故意）之を広島・長崎に投下し、もつて訴狀請求原因第二項及び第十六項記載のよ^うな損害を原告等及びその

他多数の者に与えたのである。

加害者の右の行爲は、敵の戦斗力を破壊することを目的とするもの（国際法上の害敵手段）とは到底認め難いのであつて、原告等を含め人類に対する盛殺行爲である。従つて右加害者等は日本民法第七百九条によつて原告等に対し損害賠償義務を負担するものである。

即ち原告等は、日米平和条約締結前においては、米国裁判所において、加害者である米国及び原子爆弾投下の決定並に実行に参与した個人等を被告として、損害賠償請求訴訟を提起することができらるものである。

昭和三十一年七月三十日

原告訴訟代理人

岡本尚一

加藤藤隆久



辯護士岡本尚一去事務所

準備書面（第二）

被平

原平

69